

## 対象者 条件 チェックリスト

	条件	要約	備考
<input type="checkbox"/>	町内で自ら所有し居住する住宅・倉庫・カーポート等の屋根（住宅敷地内）に設置する。	→敷地内の建物屋根に設置すること。 野立ては対象外。	
<input type="checkbox"/>	町税等を滞納していない。		
<input type="checkbox"/>	国又は三重県の他の補助等を受けていない。	→他補助と併用不可	
<input type="checkbox"/>	FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得していない。	→売電目的は不可。 余剰電力売電は可能。	FIT 制度：固定価格買取制度のこと。
<input type="checkbox"/>	接続供給（自己託送）を行わない。	→発電した電気は敷地内で自家消費すること。	自己託送の例：発電した電力を、電力会社の送電網を使って別荘へ送る
<input type="checkbox"/>	ガイドライン（太陽光発電）の遵守事項を遵守できる。		
<input type="checkbox"/>	発電した電力量の 30%以上を、敷地内で自ら消費できる。	→年間の発電量自家消費ノルマ3割。 事業完了後、翌年度から3年間、年間の自家消費割合を報告してもらいます。	未達成の場合、助言指導します。なお、改善が見られない場合は、補助金の返還等を求める場合があります。
<input type="checkbox"/>	設備から得られる「二酸化炭素を排出しない」という環境価値は、設置者が自ら消費した電気分に対して発生する。	→・自家消費分：環境価値は設置者に帰属します。 ・売電分：電気の供給とともに環境価値も売却先へ移転するため、設置者のものとはなりません。	
<input type="checkbox"/>	J-クレジット制度への登録を行わない。		J-クレジット制度：CO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度
<input type="checkbox"/>	暴力団又は暴力団員等でないこと。		
<input type="checkbox"/>	令和9年1月29日（金曜日）までに事業を完了すること。	→厳守。 守れない場合は補助対象外となります。	「完了」とは設置工事完了後、工事代金の支払いを完了し、実績報告書を提出するまでを指します。
<input type="checkbox"/>	工事に着手するまでに交付申請を行い、大台町から交付決定を受けること。	→厳守。 守れない場合は補助対象外となります。	おおむね2週間以上前に交付申請書類を提出してください。